

## 乾燥菌体肥料に関して

### <肥料の種類>

1. 培養によって得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの
2. 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの

### <含有すべき主成分の最少量 (%) >

1. 窒素全量を保証するものにあつては窒素全量 5.5
2. 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては
  - ①窒素全量 4.0
  - ②りん酸全量 1.0
  - ③加里全量 1.0

※補足 窒素全量 5.5%ない場合は 全窒素 4.0%以上かつ りん酸又は加里のどちらかが 1.0%以上あれば登録可能です。

### <有害成分の最大量 (%) >

全窒素 1%につき カドミウム 0.00008

### <その他制限事項>

植害試験の調査を受け害が認められないものであること

※植害試験は、肥料検定所に依頼して 発芽試験、生育試験（約1ヶ月間）を実施して異常がないということの証明書を出してもらう必要があります。

（植害試験費用は約 35 万円程度）

肥料登録申請書（植害試験の証明書添付）を県に提出して登録証を受理するという流れとなります。